

道路標識契約更新
仕様書

九段坂病院

1. 件名

案内標識 二式

2. 目的

本業務の目的は、近隣の幹線道路へ案内標識塔を設置することにより、当院の知名度向上を図ると共に、地域外からの救急車並びに他院からの紹介患者をスムーズに誘導することを目的とする。

3. 業務期間 2025年1月26日～2030年1月25日（5年間）

4. 業務内容

受注者は、案内標識塔製作・設置並びに行政等への許可申請手続きを行い、設置後の管理をおこなう(以下「本件業務」という)。

なお、受注者は本件業務の履行にあたり、発注者の指示を遵守すること。

- ・案内標識塔の設置予定場所について、事前調査を行うこと
- ・案内標識塔の製作並びに設置については、関係諸法令・規則等に則ったものであること
- ・案内標識塔設置に係る道路占有許可申請書類を作成し、該当する行政へ申請すること
- ・案内標識塔設置の契約期間中は、受注者の負担において維持及び補修を行うこと
- ・案内標識塔設置の保守点検を年1回実施し、結果報告書を提出すること
- ・案内標識に関する近隣住民等からの問い合わせ等に対しては、迅速且つ誠意をもって対応すること
- ・案内標識等に関する賠償責任保険に加入すること

5. 守秘義務等

- (1) 病院が管理する職員・患者等の個人情報(個人情報に関する法律第2条第1項の個人情報に該当する情報をいう)及びこの請負業務に関連して知り得た情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密に管理し、第三者に開示。漏洩してはならない。なお、本件についてはこの請負期間の終了後も有効に存続するものとする。
- (2) 本業務により作成した案内標識塔は、契約期間満了時に継続使用又は改修について協議を行い、必要であれば新たに契約を取り交わすものとする。
- (3) 前段各項に生ずる一切の損害賠償は、受注者が負担するものとする。
- (4) 別記、個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守するものとする。

6. 案内標識塔

本業務に係る案内標識塔は、下記のとおりとする。

(1) 案内標識塔規格

片面(W2500×H800) アルミ板

(2) 案内標識塔掲載事項及びデザイン

(3) 案内標識塔設置にかかる留意事項

(a) 上記案内標識塔の設置に適した規格・構造とすること

(b) 設置にあたり、関係諸法令・規格等を順守すること

(4) その他

上記に記載のない仕様内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」及び関係諸法令・規則等によること

7. 設置場所

(1) 東京都千代田区神田神保町 3-7-4 先

(2) 東京都千代田区九段南 1-3-1 先

8. 業務委託料の支払い

業務委託料の支払い方法は、別途協議により決定する。

9. 特記事項

(1) 九段坂病院が保有する、もしくは取得が容易な情報・データについては、本業務を遂行する目的のみに使用することを条件に、必要に応じ提供する。

(2) 本業務の作業項目や作業スケジュールの詳細は、必要に応じて協議の上で決定する。

(3) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、受託業務の範囲に含まれるものとする。なお、疑義が生じた場合には、当院と受注者の間で協議して決定するものとする。

(4) 案内標識の管理を行うこと。

(5) 保険等の費用は業者負担とする。

【保険内容】

(a) 総合賠償責任保険に加入・・・1塔につき1年 5億

(b) 施工工事時保険に加入・・・5千万円

(6) 定期的な総合点検、簡易点検(保守点検を含む)

(7) 定期的な清掃、劣化時の標識面貼替

(8) 道路占用許可及び道路使用許可の申請

(9) 契約期間中に案内標識が破損・滅失した場合は業者負担とする。